

通関業務を行う営業所の許可について

通関業法第8条第2項において準用する同法第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年9月27日

大阪税関長 清水 雄 策

記

- 被許可者の名称及び所在地
イーストライズ・トランスポート株式会社（法人番号 5120001103033）
大阪府中央区備後町二丁目4番6号
- 通関業務を行うことができる営業所の名称及び所在地
名古屋支店
愛知県海部郡飛島村大宝5丁目51番地1
- 許可年月日
令和6年9月27日
- 許可条件
なし